

令和5年6月30日

各県立学校長 殿

鹿児島県教育委員会教育長

通学路における交通安全の確保の徹底について（依頼）

のことについて、別添写しのとおり文部科学省総合教育政策局長から周知の依頼がありました。

本県においても、登下校中に児童生徒が交通事故に遭う事案が依然として発生していることから、今後も引き続き、通学路における交通事故防止の取組を徹底する必要があります。

つきましては、学校における交通安全教育、見守り活動の実施など、児童生徒の通学路における交通安全の確保が図られるよう努めてください。

連絡先

保健体育課学校体育安全係 担当 池亀

Tel : 099-286-5323 fax : 099-286-5671

Mail : gakutai@pref.kagoshima.lg.jp

※本文書の分類基準表上の分類記号：「G-6-0(安全指導総括)」

令和3年6月28日の千葉県八街市の痛ましい交通事故から2年が経過することを踏まえ、改めて通学路における交通安全の確保の徹底について、関連情報をまとめて通知するものです。



5文科教第604号  
令和5年6月28日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各 都 道 府 県 知 事  
各 指 定 都 市 市 長 殿  
附属学校を置く各國公立大学長  
構造改革特別区域法第12条第1項の  
認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省総合教育政策局長  
藤江陽子  
(公印省略)

### 通学路における交通安全の確保の徹底について（周知）

令和3年6月28日に千葉県八街市において下校中の児童の列にトラックが衝突し、5名が死傷する痛ましい事故が発生してから、本日で2年が経過します。

標記の件についてはこれまで格段の御尽力を頂いているところですが、この事故を改めて振り返るとともに、事故からの教訓を踏まえ、重要な観点を以下のように示しますので、引き続き通学路の交通安全の確保への取組にお役立てください。

#### 記

##### 1. 通学路の合同点検結果を踏まえた対策必要箇所への措置について

令和3年6月の千葉県八街市の事故を受けて実施された合同点検結果を踏まえ、通学路の安全対策を進めていただいているところです。また、本年4月5日に開催された第4回交通安全対策に関する関係閣僚会議において、その進捗状況が報告され、内閣総理大臣からは「暫定的な安全対策の実施を含め、目標期間の令和5年度末までに、通学路

合同点検対象の全国 76,404 箇所すべてにおいて安全対策を講じることを目指して、取り組むこと」との発言があつたところです。令和4年12月末時点の実施状況によると、全体で 76,404 箇所の対策必要箇所のうち、61,637 箇所（約 80.7%）について対策が講じられました。なお、教育委員会・学校の対策必要箇所については、40,568 箇所のうち、39,589 箇所（約 97.6%）について対策が講じられました（別添1）。今後実施する予定の対策については、今年度末までにおおむね完了できるよう引き続き可能な箇所から速やかに実施していただくようお願いします。

通学路をめぐる環境は、各地域の事情に応じて変化していくことが考えられますので、その安全確保の在り方についても今後、不斷に見直していくことが重要です。また、各地域における関係機関の連携による継続的な取組が重要です。今後、対策未了箇所への安全対策においても最善の対応が取れるよう、警察、道路管理者との更なる連携・協力をお願いします（別添2：暫定的な安全対策の検討等に係る関係省庁の連携、配慮について（依頼））。

なお、道路管理者が担当する対策必要箇所のうち、安全対策の完了までに時間を要する箇所について、国土交通省から道路管理者に対して、暫定的な安全対策の内容及び対策必要箇所の進捗状況の公表事例が共有された旨、参考としてお知らせします（別添3：通学路における暫定的な安全対策（即効性の高い対策）事例及び対策必要箇所の進捗状況の公表事例について（共有））。今後、対策未了箇所については、道路管理者や警察等の関係機関と連携・協力し、暫定的な安全対策を含めた対策の検討を行うようお願いします。

## 2. 各地域における関係機関等との連携による継続的な通学路の安全確保について

通学路の交通安全の確保については、「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」（平成25年12月6日25ス学健第21号）に基づき、各市区町村単位での通学路の交通安全の確保に向けた推進体制（以下、「推進体制」という。）の構築をはじめ、各地域における関係機関の連携による継続的な取組が推進されるよう、お願いしているところです。

従来から、推進体制の構成は、通学路における安全対策の関係機関となる、教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者を含めることを基本とし、必要に応じて自治体代表者や学識経験者等を加えることとしてお示ししているところです。さらに、登下校の見守りをはじめとする児童生徒等を取り巻く学校安全上の課題に対して、学校と教職員がその全てを担うことは困難です。特に、平素からの学校と家庭・地域との連携・協働の推進が不可欠です。このため、例えば、地域学校安全委員会や学校警察連絡協議会等の設置・活用や、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）や地域学校協働活動などの学校と地域の連携・協働の仕組みを活用することにより、地域の関係者との情報共有や意見交換の日常的な実施や、地域ぐるみによる交通安全の取組の推進をお願いします。

これらについて、文部科学省では毎年度、学校を核とした地域力強化プランにおいて、「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」（令和5年度予算額3億3,800万円）を実施し、スクールガード・リーダーの育成やその活動の支援、スクールガード養成講習会

の開催に係る経費の補助を、また、「地域と学校の連携・協働体制構築事業」（令和5年度予算額約70億6,600万円）を実施し、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する自治体の取組に係る経費の補助を行っているところです（補助率：国1/3、都道府県1/3、市町村1/3、（都道府県等が直接実施する場合、都道府県等2/3））。今後もこれらの事業を御活用いただき、通学路の安全確保の推進をお願いします。

このほか、通学路における交通安全の確保に向けて地域住民等の協力を得るためにも、推進体制の構成及び基本の方針（通学路交通安全プログラム）の内容、合同点検によって抽出した対策必要箇所（対策箇所図及び対策一覧表）等について、適切に情報発信することが極めて重要であることから、これらの情報をホームページ等により公表するよう改めてお願ひします。

### 3. 地域の実情に合わせた児童生徒の通学手段の検討

現在、我が国では人口減少が進む中、各地で地域生活圏の在り方が変化しており、児童生徒の通学をめぐる事情も年々変わってきてているところです。こうした状況を踏まえ、通学路の設定だけでなく通学手段の在り方も含め、各地域の実情に合わせて通学時における児童生徒の安全について定期的に検討いただくことが重要です。

特に近年、人口減少・過疎化により各地で学校の統廃合が進んでおり、令和3年度現在（速報値）、全国の公立小学校のうち17.0%、中学校のうち16.8%において児童生徒の通学のためにスクールバスが導入されています。この導入率は毎年度少しづつ上昇しており、学校の統廃合に伴う導入に加え、通学路の安全確保の手段の一つとしてスクールバスを導入する事例も見られるところです。

なお、学校の統廃合により遠距離通学となった児童生徒の通学条件の緩和を図るため、スクールバスの購入等の経費について補助を行っています。また、市町村が運行するスクールバスの維持運営費については、地方財政措置が講じられています。

この他、スクールバスの活用事例を以下のとおり掲載していますので導入検討に当たってはご参照ください。

（参考）「国内におけるスクールバス活用状況等調査報告」文部科学省

[https://www.next.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2019/01/08/1289314\\_03.pdf](https://www.next.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/01/08/1289314_03.pdf)

以上のことについて、各都道府県・指定都市教育委員会及び各都道府県知事・指定都市市長におかれては域内の市区町村教育委員会、所管又は所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く国公立大学法人におかれては管下の学校に対し、構造改革特別区城法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体におかれては所轄の学校に対し、周知方よろしくお取り計らい願います。

(本件連絡先)

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課

安全教育推進室 交通安全・防犯教育係

TEL 03-5253-4111(内線 2254)

別添 1

令和5年4月5日  
文部科学省  
国土交通省  
警察庁

**通学路における交通安全の確保に向けた取組状況について**

令和3年6月に千葉県八街市で、下校中の小学生の列にトラックが衝突し、5名が死傷する交通事故が発生したことを受け、文部科学省、国土交通省及び警察庁が連携して、全国の市町村立小学校の通学路について、教育委員会・学校、PTA、道路管理者、警察等による合同点検を実施し、関係機関が対策を進めているところですが、令和4年12月末時点の取組状況を以下のとおり取りまとめました。

**○通学路における交通安全の確保に向けた取組状況(令和4年12月末時点)※1**

	箇所数	うち対策済
対策必要箇所（全体数）※2,3	76,404	61,637
教育委員会・学校による対策箇所	40,568	39,589
道路管理者による対策箇所	39,219	26,337
警察による対策箇所	16,996	16,103

※1 都道府県別の対策必要箇所数、対策済箇所は、別表のとおりである。

※2 1箇所につき複数の機関が対策を実施する場合等があるため、各実施機関による対策箇所数の合計は対策必要箇所（全体数）と一致しない。

※3 対策必要箇所（全体数）、対策済には、教育委員会・学校、道路管理者、警察以外の実施機関が対策を実施する箇所数（1,673箇所、うち対策済 1,100箇所）を含む。

※4 主な対策の例として、教育委員会・学校が実施する対策として安全教育の徹底やボランティア等による見守り活動、通学路の変更等、道路管理者が実施する対策として歩道の設置・拡充や防護柵等の整備、警察が実施する対策として信号機の設置や速度規制の実施等がある。

別添 2

事務連絡

令和 5 年 5 月 25 日

警察庁交通局交通規制課長

国土交通省道路局環境安全・防災課長 殿

文部科学省総合政策教育局男女共同参画共生社会学習・安全課長

こども家庭庁成育局安全対策課長

**暫定的な安全対策の検討等に係る関係省庁の連携、配慮について（依頼）**

千葉県八街市の事故を受けて令和 3 年 8 月 4 日に決定された「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策」のうち、通学路合同点検部分の進捗状況については、本年 4 月 5 日に開催された第 4 回交通安全対策に関する関係閣僚会議において報告されたところ、同会議において、内閣総理大臣から、

- 「令和 5 年度末までに概ね完了する」という当初の目標については、達成する見込みが立ちつつある
- 残された箇所については、用地買収等に時間がかかるとの報告も受けたが、このような箇所についても、「こどもまんなか社会」を実現する上で、すべてのこどもたちの通学路の安全を確保することが重要
- 残る通学路の安全対策の取組を加速するとともに、暫定的な安全対策の実施を含め、目標期間の令和 5 年度末までに、通学路合同点検対象の全国 7 万 6,404 箇所すべてにおいて安全対策を講じることを目指して、取り組むこととの発言があったところです。

今後、対策未了となっている対策必要箇所において、暫定的な安全対策の実施の可否及びその安全対策の内容について精査されることとなります、その際、教育委員

会・学校、警察、道路管理者が連携して最善の対応がとれるよう、各省庁ご配慮をお願いいたします。

【本件担当者】

こども家庭庁成育局安全対策課

(内閣府政策統括官(政策調整担当)付)

宮脇、志村

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-6257-1448 (直通)

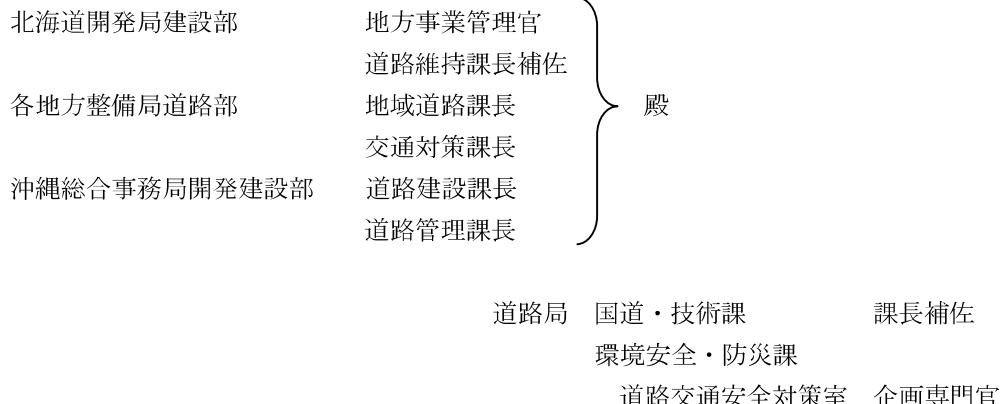
kenichi.miyawaki.x3z@ao.go.jp

daisuke.shimura.v6w@ao.go.jp

### 別添 3

事務連絡

令和5年6月28日



#### 通学路における暫定的な安全対策（即効性の高い対策）事例及び 対策必要箇所の進捗状況の公表事例について（共有）

通学路の交通安全対策については、「通学路における交通安全の確保の徹底について」（令和5年4月5日付、事務連絡）等により、更なる交通安全の確保に向けた取組を積極的に推進するようお願いしているところである。

今般、それら取組の参考となるよう、暫定的な安全対策（即効性の高い対策）の事例を別紙1のとおり、対策必要箇所の進捗状況等の公表事例を別紙2のとおり取りまとめたので、情報共有する。

特に令和3年6月に千葉県八街市で発生した交通事故を受けた通学路の安全対策については、残る対策必要箇所における安全対策を加速するとともに、別紙1、別紙2も参考に、暫定的な安全対策（即効性の高い対策）の実施や対策必要箇所の進捗状況等の公表に積極的に取り組まれたい。

なお、貴管内の都道府県・政令市に対し、本事務連絡の内容を周知するとともに、都道府県から管内の市町村（政令市除く）に対し、本事務連絡の内容を周知するようお願いされたい。

以上

# 暫定的な安全対策（即効性の高い対策）

別紙1

- 「本対策」（合同点検の結果、必要な対策として地域等と合意した対策）及び「暫定的な安全対策」を、可能な限り早急に実施する。  
※ 実施可能な対策は、令和5年度末に拘らず、速やかに実施すること。
- 道路管理者による暫定的な安全対策の検討、実施にあたっては、  
関係機関（教育委員会及び学校、警察等）と連携のうえ、  
関係機関が実施するソフト対策も適切に活用しながら、可能なものから速やかに実施すること。
- 暫定的な安全対策も含め、点検により確認された危険に対し効果的に安全性を高めるものを  
地域で合意のうえ決定し、実施すること。

暫定的な安全対策として考えられるメニュー（例）

点検により確認された危険や、本対策の内容に応じて適切なものを実施すること

## 【ハード対策】

- 路側帯のカラーフィルム化
- 外側線の引き直し
- 車道分離標（ランバーポール）の設置
- 注意喚起看板の設置
- 路面表示の設置
- 道路施設（歩道橋、防護柵、舗装等）の修繕
- 防護柵の設置
- 路肩（路側帯）の設置・拡幅

## 【ソフト対策】

- 交通安全教育
- 見守り活動
- 通学路の変更
- 注意喚起
- 巡回・パトロール
- スクールバスの運行
- 時間通行規制

等

## 例1：路側帯のカラー舗装化

別紙1

- 路側帯のカラー舗装化により、歩行空間の明確化。



<参考>



ポイント

電柱等によって、カラー舗装の幅を確保できない場合、  
歩行空間を確保するために、地域の合意を前提に、  
車道幅員を狭めるという方法も可能。

## 例2：外側線の引き直し

別紙1

- 外側線の引き直しにより、歩行空間の明確化。

＜整備前＞



＜整備後＞



ポイント

本対策実施時に手戻りがないように留意して、  
外側線の引き直しを実施する。

## 例3：車道分離標（ラバーポール）の設置

別紙1

- ラバーポールの設置により、自動車の歩行空間への進入を防ぐ。

＜整備後＞



＜整備後＞



＜参考＞



ペイント

車線分離標に「歩行者注意」等の文字を入れて、  
ドライバーへ注意喚起をすることも可能。

## 例4：注意喚起看板の設置

別紙1

- 注意喚起看板により、自動車運転者等に対して、注意喚起を実施。
- 自動車運転者の視認性等に留意して、最も効果的な箇所・内容で設置することが重要。

<整備後>



<整備後>



ポイント

右の事例では、運転者の目に付く黄色をベースに作成し、地域性を考慮して、英語表記も並記。

## 例5：路面表示の設置

別紙1

- 路面表示により、自動車運転者等に対して、注意喚起等を実施。
- 自動車運転者の視認性等に留意して、最も効果的な箇所・内容で設置することが重要。
- 現場条件にあわせて、様々な路面表示が可能。

イメージハシブ

＜整備後＞

路面表示（通学路注意）



路面表示（通学路減速）

＜整備後＞

路面表示（児童への注意喚起）



路面表示（通学路児童注意）

＜整備後＞

3D路面表示（ちゅうい！横断歩道）

ポイント

自動車運転者だけではなく、児童・生徒に対する注意喚起も可能。



## 例6：時間通行規制

別紙1

- 時間通行規制を行うことで、通学路への車両への車両の進入を防止。

<対策後>



<参考>



ポイント

時間通行規制の効果をより高めるために、  
バリケードを設置することも可能。

## 例7：交通安全教育

別紙1

- 児童・生徒を対象に交通安全教育を実施。
- 交通安全教育を実施することで、通学時に児童・生徒自らが安全な状況を判断して行動することを促すことが可能。

＜例＞



＜例＞



ポイント

交通安全教育では、具体的な危険箇所も含めて伝えることが重要。  
(例)

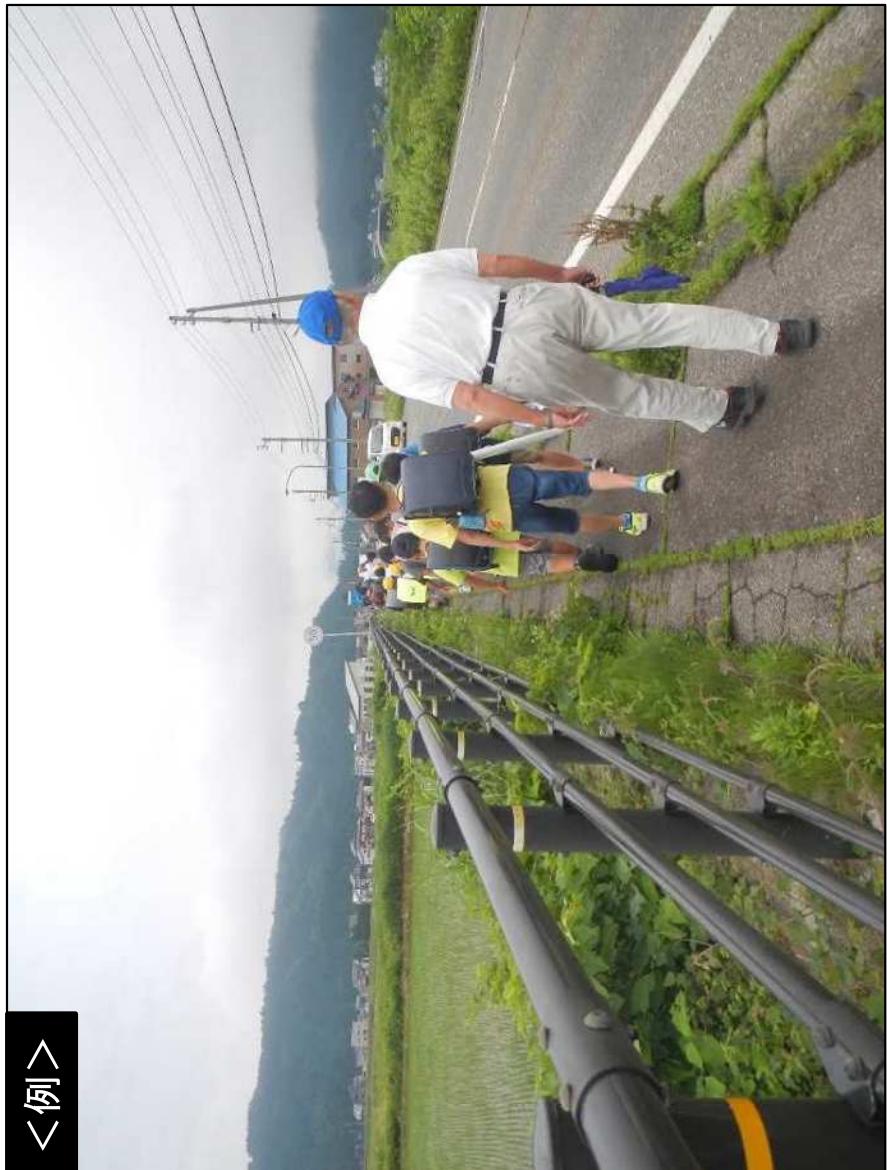
- ・●●の箇所は、△△の観点で危険であるため、＊＊に気を付けて歩くこと
- ・●●の箇所は、車道側から離れた方を1列で下校すること
- ・●●の交差点では、車両の交通量が多く、見通しが悪いので、注意すること等

## 例8：見守り活動

別紙1

- 学校やPTA、ボランティア等によって、通学時の児童・生徒の見守り活動を実施。

<例>



ポイント

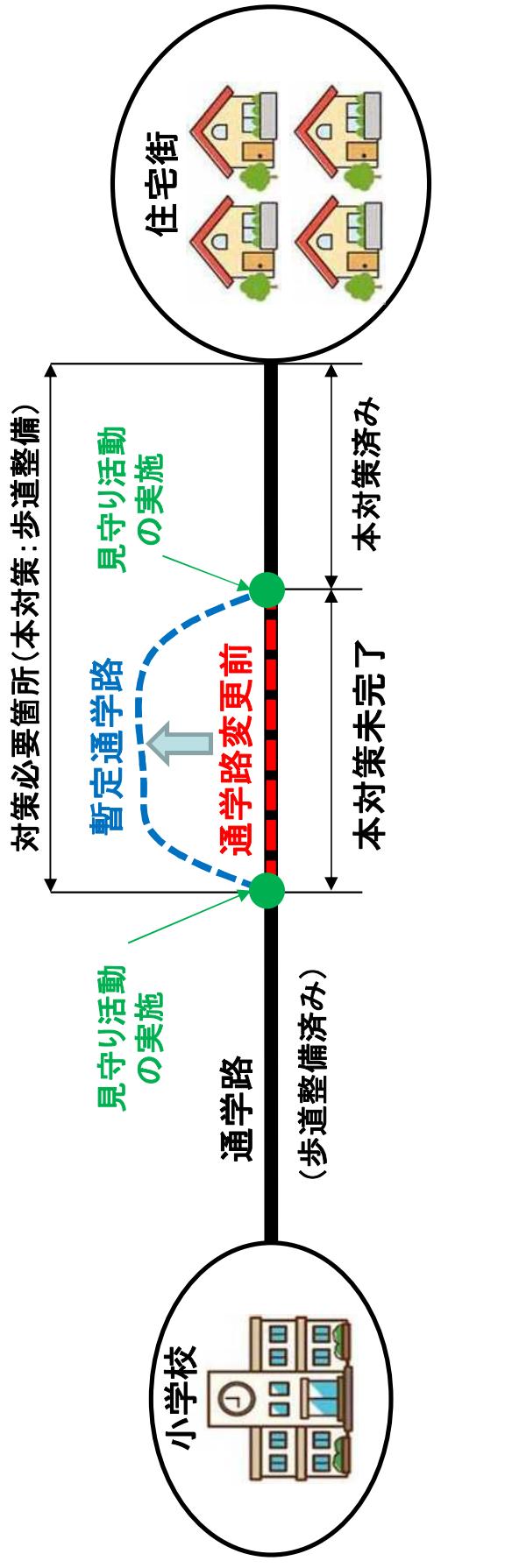
見守り活動を実施することで、登下校時の児童・生徒を交通事故や犯罪から防ぐ。

## 例9：通学路の変更

別紙1

- 本対策が完了するまでの間、暫定的に通学路の変更を実施。

<イメージ>



### ポイント

- ・対策必要箇所の全区間にわたって通学路を変更する必要はなく、本対策が未完了の区間のみ暫定的に通学路を変更すれば問題ない。
- ・通学路の変更後ににおいて、見守り活動等の別のソフト対策との組み合わせにより、通学路の安全性の向上を図ることが可能。

# 対策必要箇所の進捗状況等の公表事例

## 別紙2

- 対策必要箇所の進捗状況等については、児童・保護者や地域住民、関係機関の認識を高め、広く協力を得られること等が期待できることから、可能な限り幅広く公表することが望ましい。
- 対策必要箇所の進捗状況の公表・情報発信は、
  - ・市区町村等のWebページや広報誌への掲載など、地域の実情に応じた方法で行うこと
  - ※ 防犯の観点等で、広くWebページ等での公表が難しい場合でも、対象者を限定した方法（例：回覧板、学校でのPTA会議等）での周知も含めて検討すること。
  - ・既に公表されている情報を定期的に更新する等、適時適切に公表・情報発信を行うことが望ましい。

公表資料への掲載が望ましい項目（例）

内容	例
学校名	○○小学校
道路種別・路線名・箇所名	一般県道○○線 ○○地先、○○交差点 地図
通学路の状況・危険の内容	車の速度が上がりやすい
対策内容	歩道の設置・拡幅
対策実施機関（事業主体）	道路管理者（○○市）
取組状況	令和4年度 ○○地域の測量・設計を実施
対策進捗状況	令和5年○月完了予定

# 例1：対策必要箇所を一覧表で公表

○ 対策必要箇所について、一覧表で公表。

## 別紙2

令和3年度昭島市通学路合同点検 対策実施状況一覧

点検実施学校数	13校
点検実施箇所数	50箇所

番号	学校名	学校別 通し番号	危険箇所の場所	危険の内容	安全対策の内容	対策の完了
1	東小学校	1	東中神駅南口ロータリー内コンビニエンスストア前の横断歩道(玉川町1丁目)	ロータリーへの進入車両の交通量が多く、速度も速い。見通しが悪く、横断歩道に気づきにくい。	車両運転者向けの横断歩道注意喚起の看板を設置(道路管理者・市)	○
2	東小学校	2	玉川町3丁目1番付近(消防署脇から八清公園の通り)	道幅が狭く交通量が多い。	車両運転者向けの注意喚起看板を設置(道路管理者・市)	○
3	共成小学校	1	イムラ封筒入り口付近丁字路(郷地町3丁目7番付近)	子どもが横断する箇所だが、横断歩道がない。車両の交通量が多く見通しも悪い。	交差点点付近の外側線の塗りなおしを実施(道路管理者・市) 交差点内の停止線の塗りなおしを実施(昭島警察署)	○
4	共成小学校	2	福島通り(福島町1丁目17番付近)福島町2丁目22番付近)	交通量が多く、歩道と車道の区別がない区間がある。	外側線の塗りなおしを実施(道路管理者・東京都) 横断歩道の塗りなおしを実施(昭島警察署)	○
5	共成小学校	3	福島神社付近(福島町1丁目10番)	歩道と車道の区別のない場所がある。横断歩道のない場所がある。	道幅の狭いランプになつていている箇所であり、通行する車のスピードは出ない。点検時の協議の結果、一対策は不要とした。	—
6	富士見丘小学校	1	昭島公務員住宅前交差点歩道(中神町1260番地付近)	南北に進行する自転車が信号無視して直進することがある。	車両運転者向けの注意喚起看板を設置(道路管理者・市)	○
7	富士見丘小学校	2	富士見丘小学校西門前(福島町890付近)	校門の面前に横断歩道はないが、渡つてしまふ児童が多い。	ガードハイブの延伸を実施(道路管理者・市)	○
8	武蔵野小学校	1	北文化公園東交差点歩道(武蔵野3丁目1番付近)	交差点の信号待ちで児童が滞留する箇所にガードレールがない。大型車両の通行が多く、曲がる際の巻き込みの恐れがある。	交差点南側の歩道にボラードを設置(道路管理者・市) 交差点北側のボラードの内側に児童が歩道の奥で信号待ちするような標示を実施(道路管理者・市)	○
9	武蔵野小学校	2	美ノ宮公園東側の通り(武蔵野2丁目4番)	大型車両の通行が頻繁にある。道路標示が薄い。	外側線の塗りなおしを実施(道路管理者・市)	○
10	武蔵野小学校	3	新生公園北側の多摩大橋通り～中神引込線通り(中神町1257番地付近)	立川方面への抜け道として通る車両の交通量が多い。信号がなく歩道もマンション敷地の一部しか設置されていない。	車両運転者向け注意喚起の看板を設置(道路管理者・市)	○

ポイント

学校名、危険箇所、危険の内容、安全対策の内容、対策状況等を簡潔に記載。

# 例2：即効性の高い対策の進捗状況を公表

別紙2

○ 対策必要箇所について、一覧表で公表。

別紙2 対策一覧表

【総野中学校区】					
点検年	番号	路線名	箇所名・住所	通学路の状況・危険の内容	暫定対策 緊急計画簿
H26	1	市道 下新田・船ノ上線	総野4386-1付近	蓋が爛く落ち危険がある。	歩道改修 ○ 小林市 R3
H26	2	県道 西郷・小林線	総野432-9付近	歩道が無い 防犯灯がなく、暗い。	歩道設置 ○ 宮崎県 H26
H26	3	市道 大人形・内田線外側	総野4125-1付近	歩道がなく、路肩も狭いため危険である。	安全灯の設置 ○ 危機管理体制 H27
H27	4	県道 鶴島公園小林線	総野5301-2付近	歩道がなく、力アーフミラーが倒れている。	対策を検討 ○ 宮崎県 H27
H27	5	市道 80 朱山・山中線	総野4389-1付近	樹木倒壊の恐れ、落葉く樹木の邊が露出している。	カーブミラー設置 ○ 小林市 H27
H28	6	総野中学校運動場南側	総野4347	法面崩落(大削災警)	安全灯の設置 ○ 小林市 H30
H28	7	新田地区	総野3411付近	樹幹歩道がない(H29追加分)	法面補修 ○ 小林市 H38
H29	8	県道 104号線	総野3034付近	舗装がはがれ穴があいている。	樹幹歩道設置 ○ 宮崎県 H30
H29	9	浅世・山中線	総野4337付近	舗装がかなり良い(H29追加分)	樹幹補修 ○ 小林市 H29
H29	10	大人形・山神原線	総野4484付近	白が弄えている(H29追加分)	通学路の変更 ○ 学校教育課 H28
H29	11	浅津・奥守線	総野4740付近	路面の土手が切り立っており危険である。	外部補強 ○ 小林市 H30~
H29	12	市道 725 枝葉・平松線	総野3411-4	道幅がかなり狭い(H29追加分)	法面補修 ○ 小林市 H30
H29	13	大人形・内田線	総野4064先	ブロック壁が壊していくて危険である。	R4暫定対策検討 スケルーションの設置 ○ 合4年生対策検討 R4~
H30	14	大人形・内田線	総野4043付近	傾斜がないため、滑り。	通学路の変更 ○ 安全灯の設置 ○ 危機管理体制 R3
H30	15	大人形・山神原線	総野4056付近	総野地区体育館横の看板が倒れてしまっている。	看板撤去 ○ 小林市 H30
H30	16	急立・大人形線	総野4100付近	斜面から市道への出入口の形状の検討。	グリーンベルトの設置 ○ 小林市 R4
H30	17	急立・大人形線	総野4373-1付近	道幅が狭く、急勾配になると危険がある。	斜面補修 ○ 小林市 R2
R1	18	急立・東宮ノ森	総野4356-1付近	カーブが近く、急勾配だと危険がある。	カーブミラー設置 ○ 小林市 R2
R1	19	県道 鶴島公園小林線	総野小学校交差点	道幅が狭い上に見通しが悪く歩道・車道の区別がない。	外側輪柵設置 ○ 小林市 R4
R1	20	急立1号線	総野4308-1付近	雨の日にかけが効いてしまうことがある。	法面整備 ○ 小林市 R10~
R2	21	平子前1号線	甲の前園地上り坂を側	【対策検討シナリオ】検査委員会・小学校・中学校・区長・小林土木事務所・小林市警署・小林市建設課・小林市危機管理体制。小林市子育て支援課	

ポイント

即効性の高い対策(暫定対策)の対策内容と進捗状況を公表することで、  
本対策(恒久対策)実施までの対策実施状況が把握可能。

# 例3：毎年度の対策状況を公表

○ 対策必要箇所について、一覧表で公表。

全小・義務教育学校通学路危険箇所一覧(未完了箇所:令和4年度版)

学校名	場所・路線名	管理	危険報告年数	通学路の状況 危険の内容		具体的な対応策、進捗状況等								
				ソフト面(人の対応等)	ハード面(設備等の設置)	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
県立三島さくら幼稚園	三島市さくら幼稚園	県	H27	歩道はくつろぎの場所が狭い。また、沿 り道に歩道がない箇所がある。	ソフト面 歩道幅員の確保。	/hardt面 「狭き歩道」の看板の設置。	/hardt面 「狭き歩道」の看板の設置の際に取り打 た跡。	/hardt面 「狭き歩道」の看板の設置。	H29 着手	H30 完了	防犯監視装置 設置予定	防犯監視装置 設置予定	防犯監視装置 設置予定	防犯監視装置 設置予定
県立三島第三中学校	三島市	県	H30	歩道が多く、駆け抜け歩道がある。	ソフト面 駆け抜け歩道の撤去。	/hardt面 駆け抜け歩道の撤去。	/hardt面 駆け抜け歩道の撤去。	/hardt面 駆け抜け歩道の撤去。			歩道化	歩道化	歩道化	歩道化
公立三島第一小学校	三島市	県	R3	歩道から出島川1号橋にかけて、歩道と 車道の間隔が狭くなく、歩行者 の通行が危険である。	ソフト面 歩道と車道との間に歩道拡張板	/hardt面 歩道と車道との間に歩道拡張板	/hardt面 歩道と車道との間に歩道拡張板	/hardt面 歩道と車道との間に歩道拡張板			歩道化	歩道化	歩道化	歩道化
公立三島第二小学校	三島市	市	R4	歩道の幅員が狭くない。	ソフト面 歩道の幅員を確保するための歩道拡張	/hardt面 歩道の幅員を確保するための歩道拡張	/hardt面 歩道の幅員を確保するための歩道拡張	/hardt面 歩道の幅員を確保するための歩道拡張			歩道化	歩道化	歩道化	歩道化
公立三島第三小学校	三島市	市	R4	歩道の幅員が狭くない。	ソフト面 歩道の幅員を確保するための歩道拡張	/hardt面 歩道の幅員を確保するための歩道拡張	/hardt面 歩道の幅員を確保するための歩道拡張	/hardt面 歩道の幅員を確保するための歩道拡張			歩道化	歩道化	歩道化	歩道化
公立三島第四小学校	三島市	市	R4	歩道の幅員が狭くない。	ソフト面 歩道の幅員を確保するための歩道拡張	/hardt面 歩道の幅員を確保するための歩道拡張	/hardt面 歩道の幅員を確保するための歩道拡張	/hardt面 歩道の幅員を確保するための歩道拡張			歩道化	歩道化	歩道化	歩道化
公立三島第五小学校	三島市	市	R3	歩道の幅員が狭くない。	ソフト面 歩道の幅員を確保するための歩道拡張	/hardt面 歩道の幅員を確保するための歩道拡張	/hardt面 歩道の幅員を確保するための歩道拡張	/hardt面 歩道の幅員を確保するための歩道拡張			歩道化	歩道化	歩道化	歩道化
公立三島第六小学校	三島市	市	R3	歩道の幅員が狭くない。	ソフト面 歩道の幅員を確保するための歩道拡張	/hardt面 歩道の幅員を確保するための歩道拡張	/hardt面 歩道の幅員を確保するための歩道拡張	/hardt面 歩道の幅員を確保するための歩道拡張			歩道化	歩道化	歩道化	歩道化

ポイント

最新年度の対策実施状況だけでなく、過年度の対策実施状況を含めて公表することで、対策の進捗状況・検討状況について、経年に確認することが可能。

# 例4：即効性の高い対策の進捗状況を公表

○ 対策必要箇所について、一覧表と地図で公表。

別紙2

須坂市通学路 対策要望箇所一覧表

学校名	No.	路線名	種別	状況	箇所名	通学路の状況 危険箇所の内容	要望・対策内容	実施主体	2021 (R3) 年度 対策・対応状況		2022 (R4) 年度 対策・対応状況	実施予定期間
									2021年度	2022年度(10月現在)		
① (国) 403号	交通	国際 他対策 済	歩道	八木沢11～春木町交差点 のみが危険 ※2022年整備予定なし（次年度以降も予定あり）	歩道の設置・加幅	歩道が狭く片側のみの歩道があるため危険	歩道の事業化は困難である。 当面の対策として、減速マークを設置済み。	建設事務所	人材が多く、早期の事業化は困難。 当面の対策として、減速マークを設置済み。	2023年度（令和5年度）から新規箇所として事業化予定。	2023年度（令和5年度）実施予定：詳細設計、用地測量・調査ほか	2023着手予定
② (県) 大前須坂	交通	国際 他対策 済	歩道	春木町交差点～春木町南交差点	歩道がなく危険	歩道の設置	歩道の設置	建設事務所	本格的対策完了までの即時的な高い対策として、減速マーク（ドットライン）の設置や外側線の引き直しを実施済み。（当面の対策は完了。）	2021年度（令和6年度）以降に歩道設置解消工事着手予定。	2021実施済	2021着手予定
③ (市) 八日坂	交通	国際 他対策 済	歩道	上島井教育会館～松葉屋そば店 の通りの支線になる。	歩道の設置・拡幅	歩道の設置が決算、損壊により歩行者	歩道の設置解消料	市（道路河川課）	歩道設置完了。	2024年度（令和6年度）以降に歩道設置解消工事着手予定。	2024着手予定	2024着手予定
④ (国) 406号	交通	国際 他対策 済	歩道	中町交差点～穂野北交差点	歩道の拡幅、注意喚起看板、ボール	交通量が少なく、歩道が狭いうえ相撲歩道付近に車止め無く危険	歩道の拡幅、注意喚起看板、ボール	建設事務所	道路幅員が狭く入家も多いため、早期の事業化は困難。	本格的対策完了までの即時的な高い対策として、減速マーク（ドットライン）の設置や外側線の引き直しを実施済み。（当面の対策は完了。）	2021実施済	2021着手予定
⑤ (市) 常盤町下	交通	国際 他対策 済	歩道	新町交差点～太子町信号北交差点	歩道なく危険	歩道の設置（前後市道の拡幅含む）	歩道の設置は、道路の協同員が狭いため設置困難。	市（道路河川課）	歩道の設置は、道路の協同員が狭いため設置困難。	歩道設置を2023年度（令和5年度）より着手予定。	2023着手予定	2024着手予定
須坂 小学校	市道No.557	交通	国際 他対策 済	新町交差点	ノーン式の交差点だが、斜めに車の走行する車両と歩行者が混在する危険性が高い。	歩道の開拓と歩道等を整備する旨の見回り	歩道の開拓が始め完了した。	建設事務所	歩道の開拓は既に終了した。	設置完了確認	2021実施済	2021着手予定
	(国) 406号	交通	国際 他対策 済	新町交差点	歩道がなく、車の走行する車両と歩行者が混在する危険性が高い。	歩道の開拓と歩道等を整備する旨の見回り	歩道の開拓が始め完了した。	建設事務所	歩道の開拓は既に終了した。	歩道の開拓は既に終了した。	2021実施済	2021着手予定
⑥ (市) 太子町根	交通	地盤	歩道	新町交差点～太子町信号北交差点	歩道なく危険	歩道の設置（前後市道の拡幅含む）	歩道の設置は、道路の協同員が狭いため設置困難。	市（道路河川課）	歩道の設置は、道路の協同員が狭いため設置困難。	歩道設置を2023年度（令和5年度）より着手予定。	2023着手予定	2024着手予定
⑦ 市道No.2-9	交通	国際 他対策 済	歩道	新町交差点	歩道なく危険	歩道の開拓が始め完了した。	歩道の開拓は既に終了した。	建設事務所	歩道の開拓は既に終了した。	歩道の開拓は既に終了した。	2021実施済	2021着手予定
⑧ 市道No.783	交通	地盤	歩道	市道No.783とNo.780の三叉路	三叉路角に住宅新築され北側から走行する車両の通行性低下	カーブミラー設置	カーブミラー設置	市（道路河川課）	カーブミラーの設置については、緊急性等に配慮し優先順位をつけて設置を行っているのが現状であり。当面、現状維持。	カーブミラーを2022年度（令和4年度）設置予定。	2022実施中	
⑨ 市道No.1-2	交通	地盤	歩道	市道No.1-1とNo.1-2の交差点	歩道と車道が接続で左折車両が歩道に進入する危険性がある。	歩道と車道との間に歩道	歩道と車道との間に歩道	市（道路河川課）	歩道と車道との間に歩道	歩道の施設内にて、2021年度以降設置。	2022実施中	2022着手予定
⑩ 市道No.2-91	交通	新規 地盤	歩道	新町交差点	歩道の設置が予定有り	フリーベンベルト設置	注釈記載看板設置	市（警察署）	歩道の設置が予定有り	フリーベンベルトを2022年度（令和4年度）設置予定。	2022実施中	2022着手予定

ポイント

当該年度(2022年度)の取組内容について、具体的に記載することで、より詳細な取組内容や進捗状況、予定等を知ることが可能。

# 例5:PDCSAサイクルの流れを表示し、対策後の評価を公表

別紙2

- 対策必要箇所について、一覧表と地図で公表。

長与町 要対策箇所一覧表【令和3年度】

【長与小学校・長与中学校】

番号	路線名	箇所名・住所	通学路の状況・危険の内容	対策（予定）内容	事業主体	取組状況/実施時期・評価 等			
						P計画	D実行	C評価※2	A改善※3
1	町道丸田アハート3号線	三ツ屋丸田アハート 10棟前交差点 (丸田郷10番地付近)	中小学生の登校時に混雑する。	歩道拡幅	長与町木管課	短期	平成28年度	平成29年度	平成29年度 評価：a 対策完了
2	町道嬉里谷・佐敷線	定林橋	路側を歩く歩行者と車両が接 近し危険である。	歩道標整備	長与町木管課	長期	平成29年度	令和元年度	
3	町道2工区4号線	三ツ屋グラウンド前	交通事故があるが止まらない。 歩道が狭い。	速度抑制看板設置	長与町交通安全課	短期	平成29年度	平成30年度	令和元年度 評価：d
4	町道嬉里谷・佐敷線	上野酒店前～なかむら 整形外科先	道路幅が狭い	カーラー舗装	長与町木管課	短期	平成29年度	平成30年度	令和元年度 評価：c

※1 対策時期：短期（P計画からD実行までの対策期間が概ね1年以内）  
概ね1年～3年以内  
概ね3年～5年以内

※2 C評価：a（効果的であった）  
b（多少効果的であった）  
c（こつちでない）  
d（あまり効果的でなかった）  
e（まったく効果的でなかった）

※3 A改善：対策完了（フオローアップ終了）  
要改善（次年度の協議会に付議す  
る）

ポイント

- ・対策必要箇所の対策時期を、「短期」、「中期」、「長期」の3段階で整理。
- ・PDCSAサイクルの取組状況を表示し、対策後の評価を5段階で公表することで、対策内容の効果や改善の必要性等が理解しやすい。

# 例6：学校毎の対策必要箇所を地図と一覧表で公表

別紙2

○ 対策必要箇所について、一覧表と地図（写真付き）で公表。

## 荒屋小学校 通学路 通学路危険箇所マップ



## 校区内は照明灯設置エリア

対象箇所(危険箇所を含む)	対象箇所(燃費車があるもの)	対象箇所(路面等実施中の)
①高宗町 ごどもの正側 斜面歩道実施中	②長田町 土手脇切替	③-1階建住宅
④-4階建中	⑤高宗町から長田町土手脇切替	⑥高宗町1-28-1馬交差点～イ116大崎毛前町
⑦荒屋小学校	⑧長田町1-32-1馬交差点	⑨長田町1-28-1馬交差点
⑩長田町1-28-1馬交差点	⑪長田町1-28-1馬交差点	⑫長田町1-28-1馬交差点
⑬長田町1-28-1馬交差点	⑭長田町1-28-1馬交差点	⑮長田町1-28-1馬交差点
⑯長田町1-28-1馬交差点	⑰長田町1-28-1馬交差点	⑱長田町1-28-1馬交差点
⑲長田町1-28-1馬交差点	⑳長田町1-28-1馬交差点	㉑長田町1-28-1馬交差点

ポイント

対策必要な箇所の進捗状況を、対策済み、対策中、指導等実施中の3段階にて整理し、色を使い分け表示。

危険箇所の番号を一覧表と地図でリンクさせ、対応関係をわかりやすく表示。

ポイント

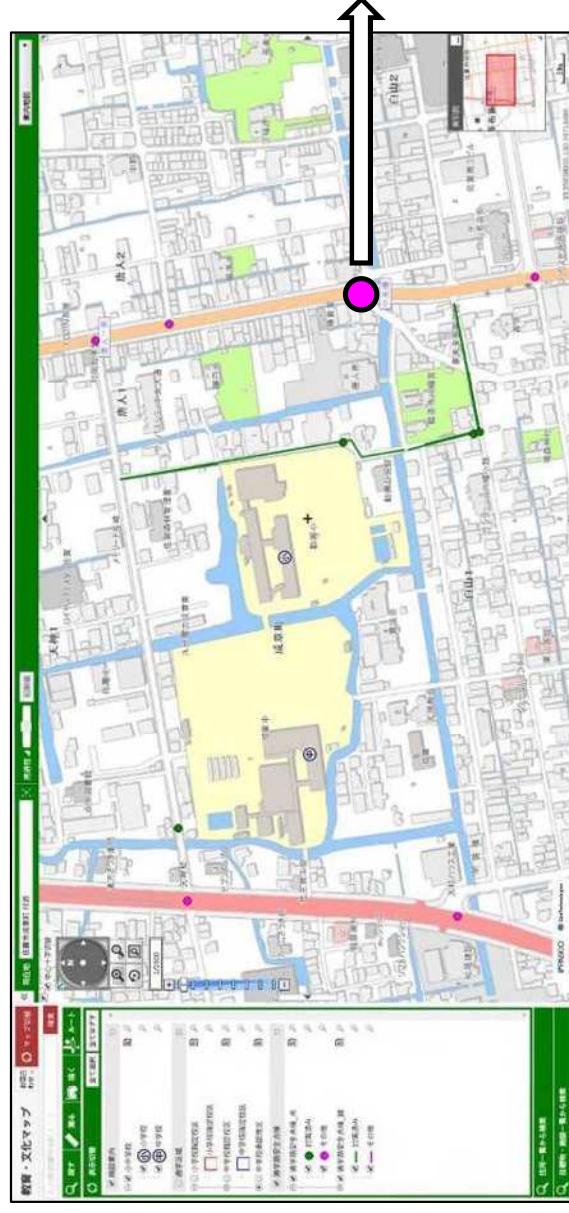
地図(写真付き)を用いて公表することで、危険箇所の状況や対策内容がわかりやすい。

# 例7：GISを用いて対策箇所と進捗状況を公表

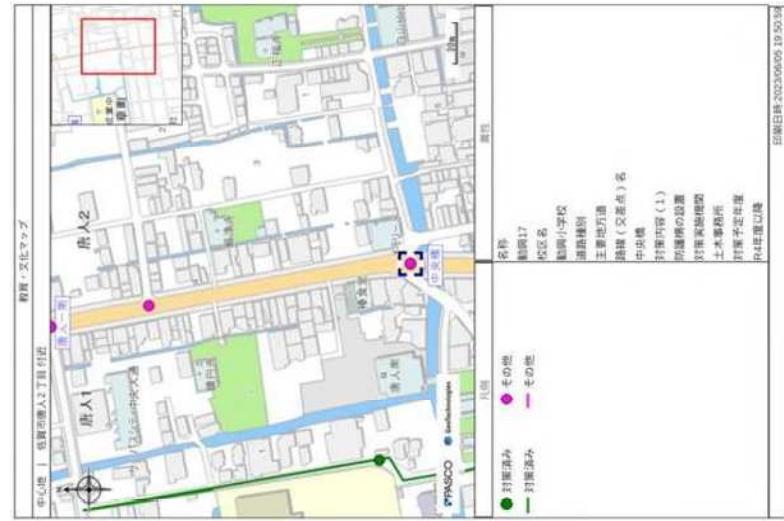
別紙2

○対策必要箇所の一覧表や位置情報、対策状況を、GIS（地理情報システム）を用いて公表。

## 【地図】



## 【詳細】



## 【一覧表】

対応点名	場所	名称	位置(交差点名)	担当者名	担当者(担当課)	対応内容(担当課)	担当者(担当課)	担当者(担当課)
● 対策済み	新潟市中央区	新潟市立2・3年生	新潟市立小学校	多田義人(教育委員会)	多田義人(教育委員会)	歩道整備(歩道整備課)	河野正樹(教育委員会)	河野正樹(教育委員会)
● 対策済み	新潟市中央区	新潟市立1年生	新潟市立小学校	高橋洋二(教育委員会)	高橋洋二(教育委員会)	歩道整備(歩道整備課)	河野正樹(教育委員会)	河野正樹(教育委員会)
● 対策済み	新潟市中央区	新潟市立2年生	新潟市立小学校	高橋洋二(教育委員会)	高橋洋二(教育委員会)	歩道整備(歩道整備課)	河野正樹(教育委員会)	河野正樹(教育委員会)
● 対策済み	新潟市中央区	新潟市立3年生	新潟市立小学校	高橋洋二(教育委員会)	高橋洋二(教育委員会)	歩道整備(歩道整備課)	河野正樹(教育委員会)	河野正樹(教育委員会)
● 対策済み	新潟市中央区	新潟市立4年生	新潟市立小学校	高橋洋二(教育委員会)	高橋洋二(教育委員会)	歩道整備(歩道整備課)	河野正樹(教育委員会)	河野正樹(教育委員会)
● 対策済み	新潟市中央区	新潟市立5年生	新潟市立小学校	高橋洋二(教育委員会)	高橋洋二(教育委員会)	歩道整備(歩道整備課)	河野正樹(教育委員会)	河野正樹(教育委員会)
● 対策済み	新潟市中央区	新潟市立6年生	新潟市立小学校	高橋洋二(教育委員会)	高橋洋二(教育委員会)	歩道整備(歩道整備課)	河野正樹(教育委員会)	河野正樹(教育委員会)
● 対策済み	新潟市中央区	新潟市立7年生	新潟市立小学校	高橋洋二(教育委員会)	高橋洋二(教育委員会)	歩道整備(歩道整備課)	河野正樹(教育委員会)	河野正樹(教育委員会)
● 対策済み	新潟市中央区	新潟市立8年生	新潟市立小学校	高橋洋二(教育委員会)	高橋洋二(教育委員会)	歩道整備(歩道整備課)	河野正樹(教育委員会)	河野正樹(教育委員会)
● 対策済み	新潟市中央区	新潟市立9年生	新潟市立小学校	高橋洋二(教育委員会)	高橋洋二(教育委員会)	歩道整備(歩道整備課)	河野正樹(教育委員会)	河野正樹(教育委員会)
● 対策済み	新潟市中央区	新潟市立10年生	新潟市立小学校	高橋洋二(教育委員会)	高橋洋二(教育委員会)	歩道整備(歩道整備課)	河野正樹(教育委員会)	河野正樹(教育委員会)
● 対策済み	新潟市中央区	新潟市立11年生	新潟市立小学校	高橋洋二(教育委員会)	高橋洋二(教育委員会)	歩道整備(歩道整備課)	河野正樹(教育委員会)	河野正樹(教育委員会)
● 対策済み	新潟市中央区	新潟市立12年生	新潟市立小学校	高橋洋二(教育委員会)	高橋洋二(教育委員会)	歩道整備(歩道整備課)	河野正樹(教育委員会)	河野正樹(教育委員会)
● 対策済み	新潟市中央区	新潟市立13年生	新潟市立小学校	高橋洋二(教育委員会)	高橋洋二(教育委員会)	歩道整備(歩道整備課)	河野正樹(教育委員会)	河野正樹(教育委員会)
● 対策済み	新潟市中央区	新潟市立14年生	新潟市立小学校	高橋洋二(教育委員会)	高橋洋二(教育委員会)	歩道整備(歩道整備課)	河野正樹(教育委員会)	河野正樹(教育委員会)
● 対策済み	新潟市中央区	新潟市立15年生	新潟市立小学校	高橋洋二(教育委員会)	高橋洋二(教育委員会)	歩道整備(歩道整備課)	河野正樹(教育委員会)	河野正樹(教育委員会)
● 対策済み	新潟市中央区	新潟市立16年生	新潟市立小学校	高橋洋二(教育委員会)	高橋洋二(教育委員会)	歩道整備(歩道整備課)	河野正樹(教育委員会)	河野正樹(教育委員会)
● 対策済み	新潟市中央区	新潟市立17年生	新潟市立小学校	高橋洋二(教育委員会)	高橋洋二(教育委員会)	歩道整備(歩道整備課)	河野正樹(教育委員会)	河野正樹(教育委員会)
● 対策済み	新潟市中央区	新潟市立18年生	新潟市立小学校	高橋洋二(教育委員会)	高橋洋二(教育委員会)	歩道整備(歩道整備課)	河野正樹(教育委員会)	河野正樹(教育委員会)
● 対策済み	新潟市中央区	新潟市立19年生	新潟市立小学校	高橋洋二(教育委員会)	高橋洋二(教育委員会)	歩道整備(歩道整備課)	河野正樹(教育委員会)	河野正樹(教育委員会)
● 対策済み	新潟市中央区	新潟市立20年生	新潟市立小学校	高橋洋二(教育委員会)	高橋洋二(教育委員会)	歩道整備(歩道整備課)	河野正樹(教育委員会)	河野正樹(教育委員会)
● 対策済み	新潟市中央区	新潟市立21年生	新潟市立小学校	高橋洋二(教育委員会)	高橋洋二(教育委員会)	歩道整備(歩道整備課)	河野正樹(教育委員会)	河野正樹(教育委員会)
● 対策済み	新潟市中央区	新潟市立22年生	新潟市立小学校	高橋洋二(教育委員会)	高橋洋二(教育委員会)	歩道整備(歩道整備課)	河野正樹(教育委員会)	河野正樹(教育委員会)

ポイント

地図、一覧表がGIS上で紐付いており、対策状況や進捗も含めて、直感的に情報がわかる。

# 例8:SNSを活用して整備箇所について、一覧表で公表。

別紙2

○ 対策必要箇所について、一覧表で公表。

順番	施設	整備内容	対象箇所
1	国道15号 笠岡市町	歩道拡幅 歩道標示、舗装面の改善	小学校
2	国道15号 笠岡市町	歩道拡幅 歩道標示、舗装面の改善	小学校
3	国道15号 江別市町	歩道拡幅 歩道標示の改善	小学校
4	国道15号 江別市町	江別第一小学校 歩道拡幅の改善	小学校
5	国道15号 江別市町	江別第一小学校 歩道拡幅の改善	小学校
6	国道15号 千歳市町	歩道拡幅の改善	小学校
7	国道15号 千歳市町	歩道拡幅の改善	小学校
8	国道15号 千歳市町	歩道拡幅の改善	小学校
9	国道15号 千歳市町	歩道拡幅の改善	小学校
10	国道15号 千歳市町	歩道拡幅の改善	小学校
11	国道15号 千歳市町	歩道拡幅の改善	小学校
12	国道15号 千歳市町	歩道拡幅の改善	小学校
13	国道15号 千歳市町	歩道拡幅の改善	小学校
14	国道15号 千歳市町	歩道拡幅の改善	小学校
15	国道15号 千歳市町	歩道拡幅の改善	小学校
16	国道15号 泊村	歩道拡幅の改善	小学校
17	国道15号 泊村	泊中学校 歩道拡幅の改善	小学校
18	国道15号 泊村	泊中学校 歩道拡幅の改善	小学校
19	国道15号 泊村	泊中学校 歩道拡幅の改善	小学校
20	国道15号 泊村	泊中学校 歩道拡幅の改善	小学校
21	国道15号 泊村	泊中学校 歩道拡幅の改善	小学校
22	国道15号 泊村町	泊中学校 歩道拡幅の改善	小学校
23	国道15号 泊村町	泊中学校 歩道拡幅の改善	小学校
24	国道15号 泊村町	泊中学校 歩道拡幅の改善	小学校
25	国道15号 泊村町	泊中学校 歩道拡幅の改善	小学校
26	国道15号 泊村町	泊中学校 歩道拡幅の改善	小学校
27	国道15号 泊村町	泊中学校 歩道拡幅の改善	小学校
28	国道15号 泊村町	泊中学校 歩道拡幅の改善	小学校
29	国道15号 泊村町	泊中学校 歩道拡幅の改善	小学校
30	国道15号 泊村町	泊中学校 歩道拡幅の改善	小学校
31	国道15号 泊村町	泊中学校 歩道拡幅の改善	小学校
32	国道15号 泊村町	泊中学校 歩道拡幅の改善	小学校
33	国道15号 泊村町	泊中学校 歩道拡幅の改善	小学校
34	国道15号 泊村町	泊中学校 歩道拡幅の改善	小学校
35	国道15号 泊村町	泊中学校 歩道拡幅の改善	小学校
36	国道15号 泊村町	泊中学校 歩道拡幅の改善	小学校
37	国道15号 泊村町	泊中学校 歩道拡幅の改善	小学校
38	国道15号 泊村町	泊中学校 歩道拡幅の改善	小学校
39	国道15号 名寄市町	名寄中学校 歩道拡幅の改善	中学校
40	国道15号 名寄市町	名寄中学校 歩道拡幅の改善	中学校
41	国道15号 名寄市町	名寄中学校 歩道拡幅の改善	中学校
42	国道15号 名寄市町	名寄中学校 歩道拡幅の改善	中学校
43	国道15号 名寄市町	名寄中学校 歩道拡幅の改善	中学校
44	国道15号 名寄市町	名寄中学校 歩道拡幅の改善	中学校
45	国道15号 名寄市町	名寄中学校 歩道拡幅の改善	中学校
46	国道15号 名寄市町	名寄中学校 歩道拡幅の改善	中学校
47	国道15号 名寄市町	名寄中学校 歩道拡幅の改善	中学校
48	国道15号 名寄市町	名寄中学校 歩道拡幅の改善	中学校
49	国道15号 名寄市町	名寄中学校 歩道拡幅の改善	中学校
50	国道15号 名寄市町	名寄中学校 歩道拡幅の改善	中学校
51	国道15号 名寄市町	名寄中学校 歩道拡幅の改善	中学校
52	国道15号 名寄市町	名寄中学校 歩道拡幅の改善	中学校
53	国道15号 名寄市町	名寄中学校 歩道拡幅の改善	中学校
54	国道15号 名寄市町	名寄中学校 歩道拡幅の改善	中学校
55	国道15号 名寄市町	名寄中学校 歩道拡幅の改善	中学校
56	国道15号 名寄市町	名寄中学校 歩道拡幅の改善	中学校
57	国道15号 名寄市町	名寄中学校 歩道拡幅の改善	中学校

ポイント

SNSも活用して公表することで、安全対策の実施状況等を適時効果的にお知らせ可能。